

異世代シェアハウス in市川

阿波野 翔亮



自己紹介

氏名

- 阿波野 翔亮(あわの しょうすけ)

学歴

- 千葉商科大学 人間社会学部4年
専攻：介護分野・地域包括

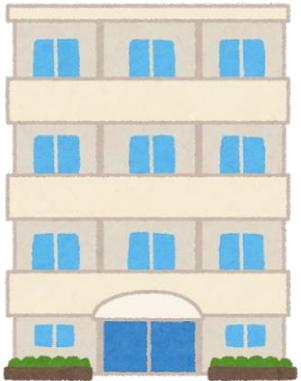
出身

- 茨城県→市川

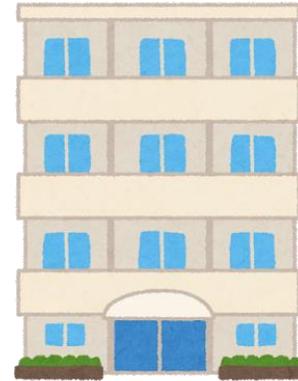


そもそも異世代シェアハウスって？

通常のシェアハウス



異世代シェアハウス



そんなことできるの？

やりたい人いるの？

生活上のトラブルは？

生活リズムの違いは？

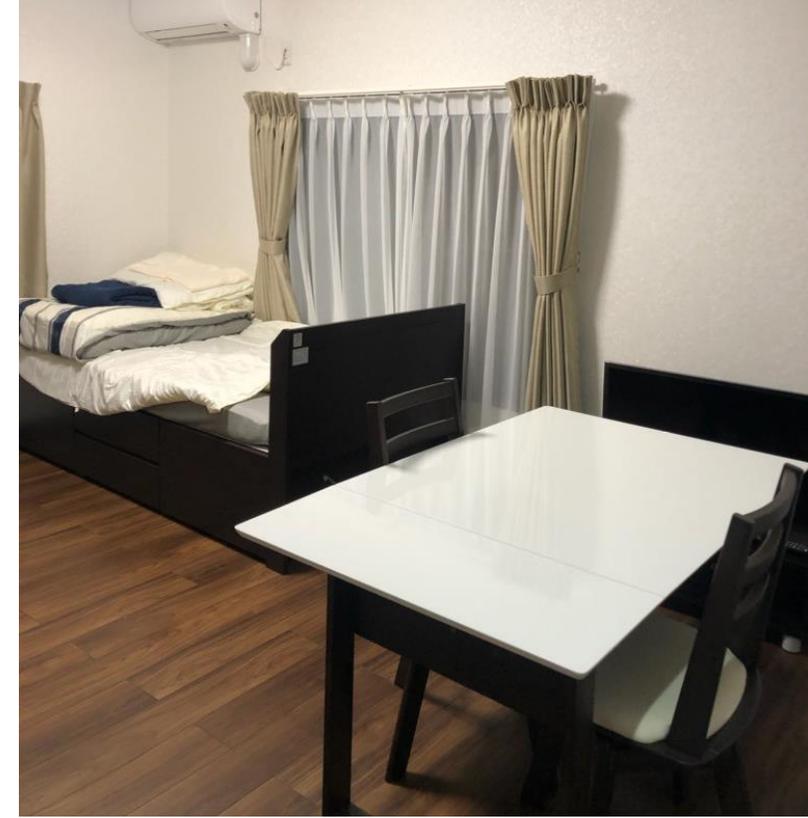
学生と高齢者の接点は？





市川での生活

強み!



高齢者と学生が一緒に暮らす = 異世代シェアハウス

素晴らしい団体と出会えました

よろず隊とは

学生を活動の主体とした
有償ボランティア団体です。

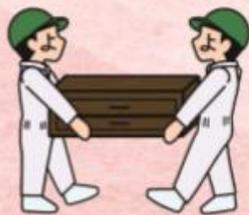
地域の方のお困りごとを
解決するとともに、学生に
ための実践と学びの場を
提供しています。

学生の授業空き時間を
利用してサービスを行います。

サービス内容例

草刈り、家具移動、ごみ捨て、
PC・スマホ操作、電球交換、
など…、

どんな小さな依頼も
喜んでお受けします!!



基本情報

設立：2018年5月2日

活動実績：市川市真間・国府台地区のご依頼多数

活動拠点：千葉商科大学・コモンビレッジ真間

リーダーの思い

机で学ぶことだけが勉強じゃない！机で学んだ事を外にアウトプットすることが本当の学びだと思っています！よろず隊では学生に多くの「経験」を積んで貰うことを大切にして活動しています！地域の方々へ。私達はプロではないので不器用な所もあると思いますが精一杯頑張りますのでよろしくをお願いします！

千葉商科大学

人間社会部

よろず隊リーダー

あわのしょうすけ

阿波野 翔亮



ご利用にあたって

- よろず隊は、学生が主体となって提供するサービスのため、2～3月や8～9月の長期休暇中はご依頼を受けにくい場合がございます。ご了承下さい。
- サービスを行う学生はボランティア活動保険に加入しています。物損等、万が一の際は保険適用範囲内の保障をさせていただきます。

私たちに相談ください!!

よろず
隊

あなたの小さなお困りごと

連絡先

047-700-5116

対応時間

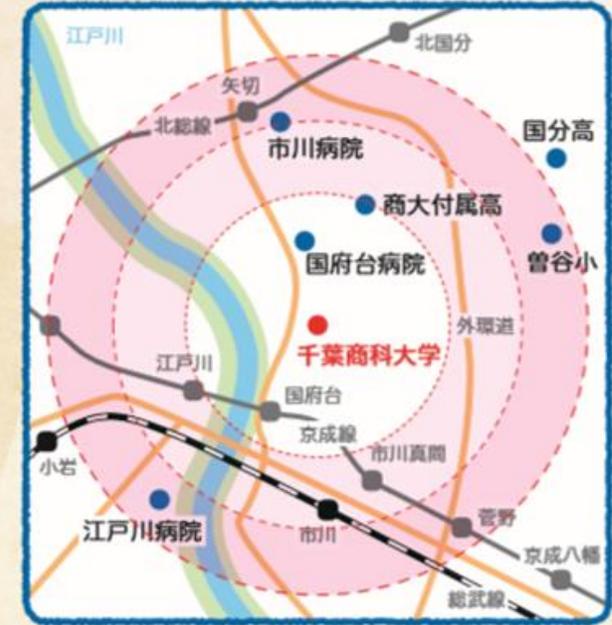
月～金(祝日除く) 9:00～16:00

授業中など出られない場合は
留守番電話をお願いします

料金表《お気軽にご相談ください。》

費用		料金	備考
基本	サービス料金	15分ごと	300円
	事務手数料	1件あたり	300円
+出張料		1km以内	0円
		1～1.5km以内	200円
		1.5～2km以内	500円
+緊急手配料/件			500円
			千葉商科大学を中心とした半径で算定します
			依頼日から3日以内お急ぎの場合

大学を中心とした範囲



※上記の範囲を超える場合は
ご相談ください

メモ



電球交換、慎重に。



雑草、抜きます!



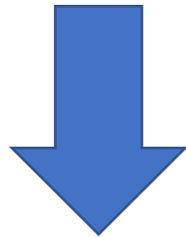
ゴミの分別もおまかせ!



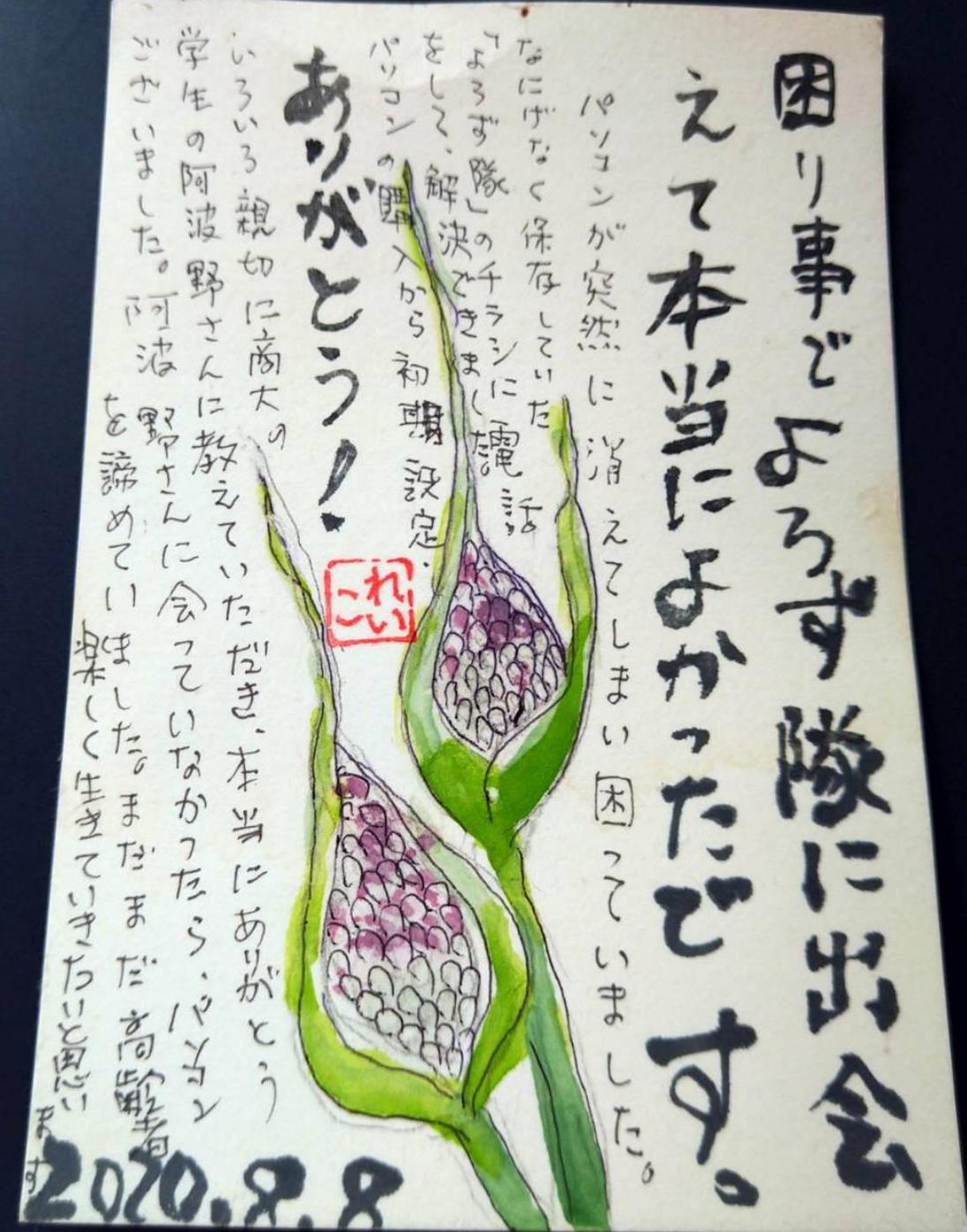
重い家具も楽々!

お客様から頂いた言葉

- 若い人と話す機会が少ないから嬉しい
- 孫みたいでかわいい
- 業者さんは時間もお金もかかる
- あと何年居るの?
- 近くに頼れる人がいると安心できる



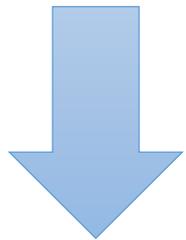
やる気とやりがいに繋がっている



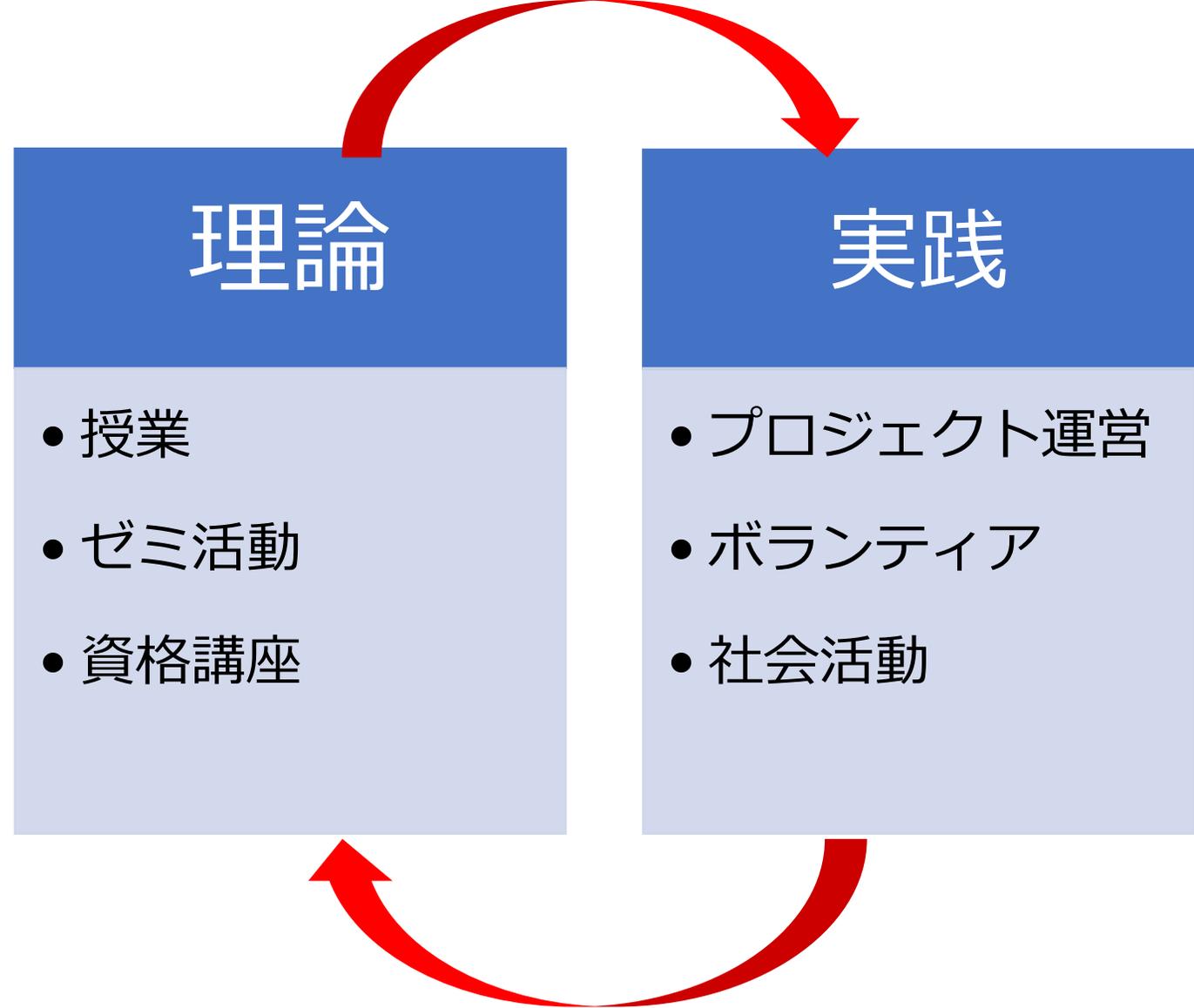
人間社会学部の学び

「やってみる」という学び

授業などで学んだ理論を実践を通して
課題解決力や社会人基礎力に変える



『アクティブラーニング』



理論と実践のサイクルに適切な環境

理論と実践のサイクルは講義でも

研究	◎	1	研究基礎A	CUC PORTALにて確認
実践		2	ボランティア実践	松原 日出人
専門		2	グローバル社会論	朝比奈 剛
専門		2	人間関係論 ※3	小玉 敏彦
情報	◎ 9組	1	情報入門	仲野 友樹
実践		2	まちおこし実践	小口 広太
専門		2	組織とリーダーシップ	吉竹 弘行
専門		2	ビジネスマネジメントII	石田 美穂子

私の住み方を市川で広めたい

市川市の現状



一人暮らし高齢者 23,395人(平成27年度度国勢調査)

- 孤独死

- ↳ 事故物件となる場合も

- 認知症の進行

- ↳ 自ら物事を考えなくなる

- 栄養の偏り、低栄養に陥る

- ↳ 内容や量に気を使わなくなる。買い物が困難



1人暮らし高齢者の声(コロナ渦)

- 地域行事がなくなって人と話さなくなった
↳ 地域サロンや行事の中止
- 誰も訪ねて来ない
↳ どこか行くのも誘うのも申し訳ない
- 遠方に住んでいる子供や孫にも会えない
↳ 外出自粛。変異株の流行

不安 · 孤立 · 孤独

学生の現状

- 通学できない状況が続き実家に帰省
 - ↳ 家賃は払い続ける
- 家族の収入の減少
 - ↳ 1人暮らしの予定だったが困難になった
- 学習意欲の低下
 - ↳ 思い描いていた学生生活とのギャップ

やってみたい!
面白そだ! . .
興味ある!

けど・・・ → 不安要素

共通

どんな人が来るかわからない
相手に迷惑をかけるかもしれない(病気・怪我・生活リズム)
身内への理解が得られるか

高齢者

朝早いから起こしてしまいそう
男性と住むのは不安(女性の意見)
周りで聞いたことないからイメージ湧かない

学生

医療も介護も分からないから何かあっても助けられるか不安
友達呼びにくい(うるさくないか気を使う)
他人の家なので気を使ってしまう

信頼できる人

信頼の構築



Step1
募集

興味ある方を募る

Step2
顔合わせ

よろず隊の活動で
定期的に訪問

Step3
お互いを知る

食事や買い物などの
時間を取り入れる

Step6
生活スタート

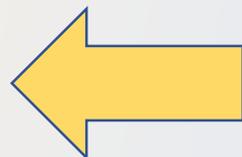
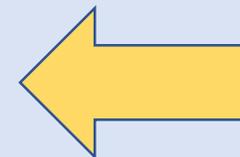
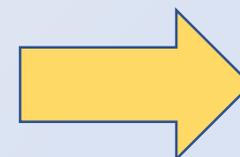
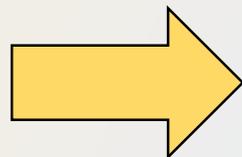
双方の了承を
得て本入居

Step5
その人に寄り
添ったプラン

生活でのルール作り

Step4
お試し期間

体験入居の実施



一軒家の場合

Point!

お互いの変化に気がつきやすい

- 日常の掃除
- お庭のお手入れ_{など}
- 低家賃での提供
- 週1～2回の食事補助_{など}



賃貸の住まいの場合

Point!

お互いのプライバシーが守られる

- ・ 週1~2回のゴミ捨て
- ・ 買い物代行_{など}

- ・ 家賃の1部補助
- ・ 週1~2回の食事補助_{など}



トラブル(法律)は怎么样了の?

行政書士を通し契約書を作成しています



賃貸借契約書

阿波野翔亮 (以下、「乙」という) は、
本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、下記記載の甲所有建物2階居室部分 (以下「本件建物」という) を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

記

家屋番号 1785番5
種類 居室
構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 54.94㎡
2階 23.13㎡

第2条 賃料は1か月金50,000円とし、乙は毎月15日までに当月分の賃料を甲に現金持参または甲の指定する下記の銀行口座に振り込んで支払う。

記

第3条 本賃貸借契約の期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれの当事者から何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条 乙は、本件建物を居住目的にのみ使用するものとする。

第5条 乙は、本件建物の使用について善良なる管理者の注意義務を負うほか、次の事項を遵守すること。

- ① 本件建物1階居住の甲に健康上等不測の事態が生じたときは、別紙にて乙に渡してある甲の関係者へ緊急連絡しなければならない。
- ② 火災予防上、備え付け以外の暖房具を使用しないこと。
- ③ 火災予防上、本件建物内は禁煙とする。
- ④ 不特定多数の人の訪問をさせないこと。
- ⑤ 騒音を発したり、近隣の迷惑になるような行為をしないこと。
- ⑥ 動物を飼育しないこと。

第6条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。
- 2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面によ

る甲の承諾を受けるものとする。

第7条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が死亡したとき
- ② その他本契約に違反したとき
- 2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき

第8条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後、甲もしくは甲の相続人または甲の遺言執行者から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする。

第9条 前条による本件建物明け渡しのとき取去されなかった物件は、すべて甲もしくは甲の相続人の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

第10条 甲は、乙より本件建物の明け渡しを受けた後、受領済みの賃料がある場合、日割りでの返金は行わない。

第11条 甲は、本契約期間中、甲が本件建物について水道光熱費を負担し、甲の提供した家財についての修繕が必要な際にはその費用は甲が負担する。

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

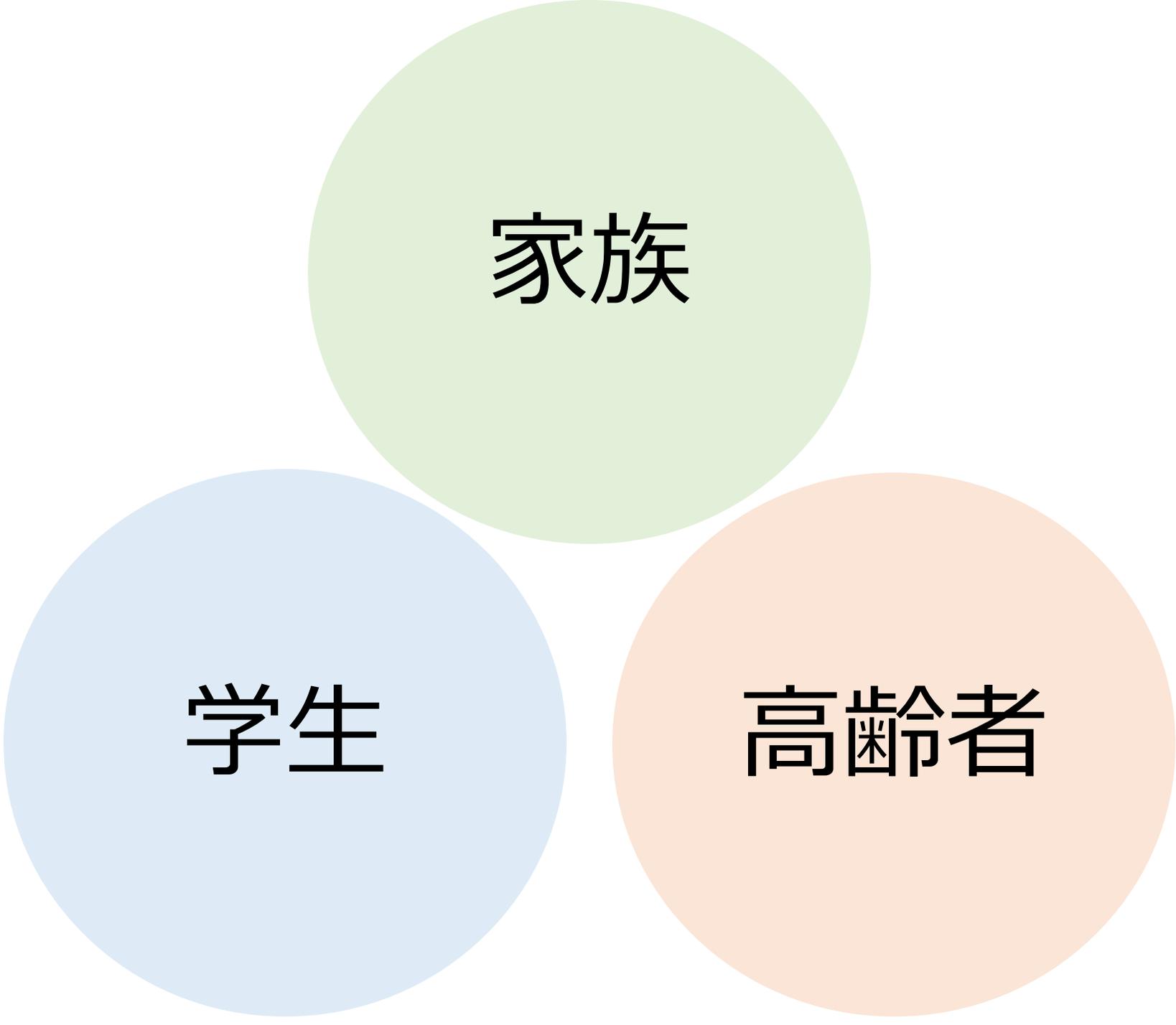
以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和2年 月 日

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

実現が可能になったら



家族

学生

高齡者

ご静聴ありがとうございました